

宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例(仮称)の制定に向けて

議員全員協議会
令和7年12月24日
企画財政部

本市では、人口減少・過疎高齢化が進展し、あらゆる分野で人材不足が深刻化とともに、人々の価値観も多様化しています。この社会構造の変化に対応し、選ばれる持続可能なまちにしていくには、多様な人々が意見を交わしあい、異なる価値観を掛け合わせることで生まれるイノベーションが大事になってきます。

そのために、宮津市に関わるあらゆる人々が違いを認め合い、お互いを尊重しあった上で、自分らしく生き、自由に意見を交わし合える環境をつくることで、様々な人々に選ばれる持続可能なまちづくりを進めるため、令和8年3月宮津市議会での条例議案の提案に向けて取り組んでいます。

【概要】

多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりについて基本理念を定め、市民及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解を深めるための措置を講じることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりを総合的に推進するため、本条例の制定について提案するものです。

施行日 令和8年4月1日

【これまでの経過】

- ・R7年6月～12月 宮津市総合計画等有識者会議、同多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり検討部会において検討 計6回実施
- ・R7年10月 市民と市長の座談会 8か所・162人参加
- ・R7年11月 宮津商工会議所から「外国人労働者の受入体制の強化」について要望
(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社天橋立地域本部・宮津天橋立観光旅館協同組合から「外国人労働者の育成や受入に対する支援」について要望

【今後の予定】

- ・R8年1月上旬 パブリックコメント実施
- ・R8年2月上旬 宮津市総合計画等有識者会議、同多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり検討部会それぞれにおいて検討
- ・R8年2月下旬 議案の提案

宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例（中間案）

私たちの社会は、人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等様々な違い(以下「多様性」という。)がある人々で構成されています。

個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、私たちの目指すべき方向です。

選ばれる宮津市、暮らしやすい宮津市の実現に向けて、お互いの違いを認め合うことは、一人一人が多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画することにつながり、誰もが活躍できる地域社会が実現します。

多様性を認め合い、尊重するという理念を市民、事業者、宮津市に関わるあらゆる人(以下「市民等」という。)及び市が共有し、一体となって、多様性が尊重され、誰もが活躍することができるまちづくりを進めていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、一人一人が様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができるまちづくり(以下「多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり」という。)について、基本理念を定め、市民及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解を深めるための措置を講じることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりを総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりは、一人一人が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、まちの活力及び創造性の向上に相乗効果を発揮するという認識の下に、次に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

(1) 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍しているまち

(2) 性別、性的指向・性自認にかかわらず、誰もが、これらを理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍しているまち

(3) 人種、国籍、信条、出身地、経歴等に関わらず、一人一人がお互いの文化や考え方を理解し、認め合い、相互の人権を尊重し合うことで、秩序ある多文化共生社会を実現するまち

(4) 障害の有無にかかわらず、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍しているまち

(市民の役割等)

第3条 市民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

2 宮津市に関わるあらゆる人は、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動及び事業所の運営において、基本理念にのっとり、誰もが働きやすく、訪れやすい環境の整備のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりの実現に向けた施策について、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市と市民等との連携)

第6条 市は、市民等が、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに関する取組を実施する場合にあっては、市民等と連携するよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第7条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。